



島根県報

令和5年12月19日（火）

号外 第 141 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始（3件）	（ ” ）	5

告 示

島根県告示第838号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	三隅美都線	浜田市三隅町河内268番6地先から同1519番5地先まで	前	メートル 6.08～ 22.20	メートル 816.80	道路改良工事 拡幅
			後	8.26～ 63.37	816.80	
"	田所国府線	浜田市旭町市木2912番12地先から同地先まで	前	7.74～ 13.79	87.61	災害防除工事 拡幅
			後	8.52～ 26.52	87.61	
"	浜田作木線	浜田市金城町今福512番1地先から同528番地先まで	前	27.67～ 43.55	43.43	災害防除工事 拡幅
			後	28.58～ 58.69	43.43	
"	"	浜田市旭町丸原1489番1地先から同地先まで	前	10.98～ 28.33	40.14	災害防除工事 拡幅
			後	13.47～ 35.33	40.14	
"	浜田八重可部線	浜田市金城町今福512番1地先から同528番地先まで	前	27.67～ 43.55	43.43	災害防除工事 拡幅
			後	28.58～ 58.69	43.43	

浜田県土整備

"	"	浜田市旭町丸原1489番 1地先から同地先まで	前	10.98～ 28.33	40.14	事務所	災害防除工事 拡幅
			後	13.47～ 35.33	40.14		
"	"	浜田市旭町都川2548番 5地先から同地先まで	前	9.50～ 26.08	23.72	事務所	災害防除工事 拡幅
			後	9.50～ 27.84	23.72		
"	"	浜田市旭町都川1166番 1地先から同2548番5 地先まで	前	13.72～ 30.16	14.91	事務所	災害防除工事 拡幅
			後	23.50～ 30.82	14.91		
"	"	浜田市旭町都川544番2 地先から同2417番1地 先まで	前	7.21～ 12.33	63.20	事務所	災害防除工事 拡幅
			後	10.34～ 16.51	63.20		
"	"	浜田市旭町市木2912番 12地先から同地先まで	前	7.74～ 13.79	87.61	事務所	災害防除工事 拡幅
			後	8.52～ 26.52	87.61		

島根県告示第839号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月19日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	邑南飯南線	飯石郡飯南町井戸谷475番地先から同473番1地先まで	前	メートル 10.26～ 32.34	メートル 60.50	雲南県土整備事務所 災害復旧工事 拡幅及び減幅
			後	10.47～ 21.10	60.50	

島根県告示第840号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	出雲市平田町1521番地先から同町1826番4地先まで	メートル 107.84	令和6年 1月5日	出雲県土整備事務所	

島根県告示第841号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	佐田小田停車場線	出雲市多伎町多岐1052番2地先から同地先まで	メートル 25.00	令和6年 1月9日	出雲県土整備 事務所	
〃	三刀屋佐田線	出雲市佐田町朝原283番16地先から同地先まで	22.80	令和6年 1月9日		

島根県告示第842号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年12月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	邑南飯南線	飯石郡飯南町井戸谷475番地先から同473番1地先まで	メートル 60.50	令和6年 12月19日	雲南県土整備事務所	